

令和3年度小規模事業者経営改善資金パンフレット制作委託仕様書

沖縄県商工会連合会

令和3年5月12日

1. 目的

小規模事業者経営改善資金（以下、「マル経資金」という。）融資制度の普及・促進を図るためパンフレットを制作、傘下商工会に配布し、特に未利用小規模事業者への制度の周知と利用促進に努め金融支援機能全般の向上に資する。

2. 委託業務内容 「マル経資金」融資制度パンフレットの軽易な編集、制作、発送及び納品

3. パンフレットの名称及び体裁等

- ① タイトル：「マル経資金融資制度」のご案内
- ② 体裁：A4サイズ 全2ページ（両面刷り）
- ③ 色数：表面4色印刷、裏面2色
- ④ 紙質：コート紙 110kg
- ⑤ 制作部数 10,000部

4. 委託内容

- ① パンフレットの原稿制作（電子媒体原稿あり）
- ② パンフレットの校正作業（メール等でデータ編集作業依頼をする場合がある）
- ③ 指定場所へのパンフレットの発送及び納品、各商工会の配布数は様式1のとおり、
※ 様式1にある配布数を各商工会及び本会へ納品すること。

5. 見積書の提出先及び問い合わせ先 沖縄県商工会連合会支援課

住所〒901-0152 那覇市小禄1831番地沖縄産業支援センター604

メール：toyosato@oki-shokoren.or.jp、 豊里友一朗

nishihama@oki-shokoren.or.jp 西浜尚登

6. 見積書提出期限日時

令和3年5月21日（金） 午後5時迄 ※必着

7. 委託契約の方法及び委託決定者への連絡法

応募者は本仕様書を基に見積書を提出し、最も金額の少ない業者と委託契約をする。委託の可否の通知は、委託決定事業者のみ直接電話で通知する。

8. 留意事項

パンフレット中に使用される全てのもの（画像・書体等）は、必ず著作権者の了承を得て作成すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、委託者は一切の責任を負うものではない。パンフレットの中に使用されているもので受託者が自ら作成し、著作権法第2条第1項第1号（著作物）に該当するものについては、成果品の引渡時に沖縄県商工会連合会へ譲渡するものとする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については別途協議する。